

PPP ローンの返済免除申請・不服申立手続きについて

スミス・ガンブレレル・ラッセル (SGR) 法律事務所

2020年12月11日現在

はじめに

2020年3月27日、トランプ政権の下、「CARES Act (The Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act)」が発効されました。CARES Act は、米国での COVID-19 の流行に対応して制定された主要な法律の1つであり、COVID-19 の流行によって経済的困難に直面している個人および企業に対して経済的救済を行うことを目的としています。

CARES Act に基づき、中小企業庁 (SBA: Small Business Administration) は、COVID-19 の影響により人件費等の運転資金が不足した中小企業に対し、「Paycheck Protection Program (PPP)」に基づく融資制度を制定しました。現在、PPP に基づく新規融資は終了しており、ローンの融資を受けた企業は、当該融資の返済の免除申請を行う段階に移行しています。

企業は、PPP に基づく融資について、従業員への給与やその他一定の経費といった制度上許容された用途に融資金を使用した場合、返済の全部または一部免除を申請することができます。返済免除申請の際、以下のような場合には、満額の免除は認められず、免除額が減額されることとなります。

- 融資を受けた資金すべてを、PPP の制度上許容された経費に使用したものの、給与の支払いに使用された割合が基準(60%)¹を満たしていなかった場合²
- 従業員の給与を COVID-19 が発生する前の給与から 25%以上減額した場合
- COVID-19 発生後に、従業員の解雇や勤務時間短縮を行った場合

¹ 2020年6月の法改正により、Payroll の割合が当初の 75%から 60%に引き下げられました。

² この点につき、60%を満たさない場合、一切の返済免除が認められないと解釈する法律事務所や会計事務所も見受けられます。しかし、弊所では、法令・規則、SBA のガイダンス、返済免除申請フォーム等から、60%に満たない場合は、返済免除が減額されると解釈しております。

また、融資を必要としない大企業も PPP ローン融資を受けたことについて批判が集まったという背景もあり、関連会社と併せて\$2 Million 以上の PPP ローンを借り受けた企業（以下、巨額融資の借主を LLB(Large Loan Borrowers)といいます。）は、SBA の監査対象となり、必要性の要件を始め、PPP ローン融資の借受けの適格性、そして返済免除額について厳格に審査されることとなります。

以下、PPP ローン融資の返済免除申請における具体的な流れ、SBA による監査、提出が要求される質問票、そして申請した分だけの返済免除が認められなかった場合の不服申立手続についてご説明いたします。

返済免除申請

すべての借主は、「対象期間 (Covered Period)」(PPP ローン融資の資金が調達された日から 8 週間または 24 週間) に支出した給与や経費につき、返済免除申請 (Forgiveness Application) を行うことができます。返済免除申請は、ルール上は、ローンの期間中いつでも提出ができます。ただ、対象期間の終了日から 10 ヶ月以内に返済免除申請を出さないとローンの返済が開始してしまうため、10 ヶ月以内に返済免除申請を提出するのが合理的と考えられます³。

ローンの借主は、補足書類として、人件費等の特定の用途に融資金を支出したことを証明する書類等を作成し、返済免除申請書と共に貸主である銀行に提出します。貸主である銀行は、借主から申請書が提出されてから 60 日以内に、返済免除を認めるか否かの決定を下し、同決定を SBA に通知することが義務付けられています。

SBA は、上記借主である銀行の返済免除決定の通知後、90 日以内に、同決定を承認または却下します。却下された場合には、下記に詳述するように、不服申立制度があります。SBA は、PPP ローンのプロセスにおいて、いつでも監査を開始する権限があり⁴、監査にまわされた場合には、上記タイムラインは、ペンディングとなります。

³ 対象期間の終了日から 10 ヶ月以内に返済免除申請を申請した場合、同申請の審査中に 10 ヶ月が到来しても、審査中である限り、返済義務は生じません。返済免除申請の結果が出て、全部または一部の返済免除申請が認められなかった場合、認められなかった分のローンについて、返済をしていくこととなります。

⁴ 厳密に解釈しますと、銀行の返済免除決定、SBA の承認の後でも、その後 SBA の裁量により、監査が始まる可能性もあります。

SBA による監査

さらに、上記の通り、すべての LLB は、返済免除申請にあたり、貸主である銀行の返済免除決定に加えて、SBA による監査の対象となります。SBA は、LLB がローンの申請当時 PPP に基づく融資を必要としていたかどうかを含め、融資申請書に記載された事項の信用性を検証し、LLB の PPP ローンを借り受ける適格性を監査することになります⁵。

銀行が返済免除決定を行ったとしても、それをもって、LLB が PPP ローン融資の際に必要な宣誓も含む各種宣誓を適切に行ったことが示されるものではありません。したがって、銀行から返済免除決定が下された後、SBA の監査が行われ、その結果、PPP ローンの融資の必要性がなかった、またはその他の要件に欠如があったとして、銀行の返済免除決定が覆されるというシナリオも想定されます。

非 LLB は、監査対象にならないのか？

結論から申し上げますと、SBA は、PPP ローンのすべての借主に対して監査権限を持ち、可能性は低いものの、LLB ではない借主でも、監査対象になる可能性があります。実際にローン融資額が\$1 Million 未満の借主でも SBA が監査を開始した事例が報告されています。

2020 年 12 月 9 日付の SBA の FAQ53 番⁶においても、SBA は、「\$2 Million 以上のすべてのローンおよび適切と考えらるその他のローン (all loans of \$2 million or more, and other loans as appropriate)」を監査している、と発表しており、LLB のみではなく、一部の非 LLB も監査対象になることを示しています。

2020 年 5 月 13 日に発表された FAQ46 番⁷では、非 LLB は、「誠実に融資の必要性があると宣誓した」とみなされるとの記載がありますが、ここで言う「み

⁵ LLB に対する SBA の監査の主要目的は、必要性の要件のチェックにあります。SBA は、PPP ローンを受ける適格性を基礎づける全要件について監査を行う権限を有するため、必要性以外の他の要件についても監査が及ぶ可能性があります。

⁶ <https://www.sba.gov/sites/default/files/2020-12/Final%20PPP%20FAQs%20%28December%20%202020%29-508.pdf>

⁷ FAQ46 番では、必要性に関する監査対象を LLB に限定する背景・理由として、①一般的に\$2 Million 未満の借主は、現在の経済状況下で十分な融資へのアクセスがより限定的であったらうといえること、②このような基準の設定により、経済の安定を促進し、ひいては、資金源が限定されている借主が従業員

なされる (Deemed) 」は、推定であり、監査の結果、推定が覆る可能性もあります。また、非 LLB に対して、必要性以外の要件を満たしているかについて、監査が実施される場合も考えられます。

LLB と比べ、非 LLB は監査対象になる可能性は低くなりますが、可能性がゼロではないという点をご理解いただければと思います。

SBA の監査における必要性についての質問票

2020 年 10 月 26 日、SBA は、「SBA Form 3509-Loan Necessity Questionnaire (For-Profit Borrowers)」と、「SBA Form 3510-Loan Necessity Questionnaire (Non-Profit Borrowers)」の 2 つのフォーム（質問票）に関する通知を出しました。

SBA Form 3509- Loan Necessity Questionnaire (For-Profit Borrowers):

<https://www.sgrlaw.com/wp-content/uploads/2020/12/Form-3509-Loan-Necessity-For-Profit.pdf>

SBA Form 3510-Loan Necessity Questionnaire (Non-Profit Borrowers):

<https://www.sgrlaw.com/wp-content/uploads/2020/12/SBA-Form-3510-PPP-Loan-Necessity-Questionnaire-Non-Profit.pdf>

これらの質問票は、LLB およびその他の監査対象となる借主が、申請の段階で PPP に基づく融資の必要性を誠実(Good Faith)に宣誓したかどうかを、SBA が評価するために用いられます。例えば、2020 年 4 月から 6 月の LLB の業績、LLB が PPP ローン以外に利用可能だった流動資産、その他、申請当時、融資資金が本当に必要だったかどうかの分析に必要な情報の記載が求められます。また、対象期間中に LLB のオーナーや従業員が年収 25 万ドルを超える高額な報酬を受け取ったかどうかについても質問されています。

質問票の内容からしますと、SBA は、回答に基づいて、LLB の返済免除申請を拒絶してくる可能性が高いのではないかと推察されます。これらの質問票への回答は、LLB が、貸主である銀行から質問票を受領してから 10 営業日以内に行う必要があることになっております。（なお、2020 年 11 月 25 日まで、政府側にて受け付けられていた質問票に対するパブリックコメントの内容を踏まえて、今後、SBA により質問票の内容が変更される可能性があります。）

の維持・再雇用に向けて努力することができること、③PPP ローンの数が増大であることから、このアプローチにより、SBA が限られた監査の人材・資源をより大きな額のローン審査にあてられるようになること、と説明しています。

2020年12月9日付のSBAのFAQ53番によると、同質問票は、SBAが必要性的について様々な視点から総合的に検討するための資料として用いられます。また、同FAQでは、例えば、PPPローンの申請後に状況が改善し、PPPローンの必要性が低くなったとしても、必要性の誠実な宣誓は、ローンの申請時を基準に判断されることを強調しています。さらに、SBAは、必要と判断した場合には、監査対象である借主に、追加情報要請を行い、その際に借主が提出した追加情報も踏まえて必要性の判断を下します。

SBAによる監査後の返済免除申請の承認・却下の割合は、現時点では見えておりませんが、今後の監査の積み重ねによって、SBA内の監査基準が見えてくると考えられます。

不服申立手続き

SBAによる返済免除の不許可決定は、「SBA Office of Hearings and Appeals (OHA)」が実施する行政上の不服申立手続きの対象となります。この不服申立手続きは、LLBであるかどうかにかかわらず、PPPローンを借り入れる適格を有するかどうか、そして、PPPローンの返済の全部または一部が免除されるかの点についてSBAにより下された決定について審査されることとなります。

当初のSBAの監査により返済免除が不許可となり、その後OHAにて不服申立手続きに進むことは、回避が望ましいところです。そこで、そもそも当初の審査にて不許可決定がでないよう、貸主である銀行およびSBAからの質問に対しては、社内の人事、経理、法務チーム、および社外の法律事務所や会計事務所、人事コンサルやPayroll会社と緊密に連携して、情報量として十分な、整理された、分かりやすい情報を提供することが重要となります。それによって、返済免除が受けられる可能性が高まることが予想されます。

OHAでの当該不服申立手続きにおいては、借主が政府（SBAだけでなく、他の政府機関も含まれます。）に対して提供したすべての情報（文書だけではなく口頭での情報提供も含まれます。）が審議の対象となります。また、借主には、返済免除申請書や貸主である銀行、SBA、その他の政府機関からの追加情報の要求に対して、真実かつ正確な情報を誠実に提供する義務が課されています。仮に、連邦政府に対して虚偽の情報を提供した場合には、返済免除が認められないことに加え、民事的・刑事的制裁（禁錮、罰金刑等の処罰も含む）が課せられる可能性もあります。企業は、個人と異なり、刑事手続において、アメリカ合衆国憲法上の自己に不利な供述を拒絶する権利がないため、政府からの情報要求に対して拒否することができないことにも注意が必要です。

企業が真実かつ正確な情報を誠実に提供し、当該情報に基づけば返済の免除が認められるべきであるにもかかわらず、SBA が返済免除の不許可決定を当初行った場合には、それに対する OHA への不服申立を検討することが望ましいと考えます。なぜかと言いますと、SBA が PPP ローン融資の返済免除の要件を厳格に解釈する可能性からしても、SBA が、本来返済免除が認められるべき申請に対しても、「どうせ不服申立てをするから」という前提で、当初は何らかの理由をつけて返済免除を認めないという姿勢をとることも予想されるからです。

SGR 法律事務所は、これら PPP ローンの返済免除申請の手続や不服申立手続を含む PPP に関するご相談についても、常時承っております。正式にご起用いただくまで費用は発生いたしませんので、お気軽にご相談ください。

SGR 法律事務所 日本チーム

弁護士 小島 清顕

弁護士 猪子 晶代

交換弁護士（日本法） 三坂 和也

※免責事項：上記の内容は、一般的な説明に過ぎません。具体的な状況に応じた法的助言又は専門家意見として解釈しないようご注意ください。

■ Smith, Gambrell & Russell 法律事務所

SGR 法律事務所は、1893 年に創設された創業 127 年のジョージア州アトランタ市発祥 の米国総合 法律事務所です。全米各地にオフィスを構え、約 250 人の弁護士が所属しています。取扱分野は、 法人設立、各種契約、M&A・合併・業務提携、雇用・労務、訴訟・紛争、企業誘致・助成金交渉、貿易・通商関連、環境、建設、不動産、知財、倒産、税務、遺産相続計画、年金・福利厚生、海事、サイバーセキュリティ・情報保護法、移民法・ビザ等、企業法務全般をカバーしています。全米法律事務所ランキング・トップ 200 (Am Law 200) にも継続して選出されています。日本チームは、上記の総合 法律サービスを日本語により提供しています。詳しくは、SGR 法律事務所の日本語ページをご参照ください。 <https://www.sgrlaw.com/practices/japan-practice-team/>

■ パートナー弁護士 小島清顕 kkojima@sgrlaw.com

日本出身（地元：神奈川県小田原市）、幼少期から米国在住。ロチェスター大学（NY 州）で政治・経済学を専攻。学位取得後、インディアナ大学ロースクールに進学。JD 取得後、2003 年からホームタウンのジョージア州アトランタ市を拠

点に米国各地で弁護士業務を営む。法人設立・交渉・各種取引アドバイス、合併・合弁・ライセンス、雇用・労務、紛争防止・対応、知的財産管理・活用、企業誘致・土地選定・助成金交渉その他各種幅広い法務に対応しています。

■ 弁護士 猪子晶代 ahewett@sgrlaw.com

愛知県名古屋市生まれ。2009年、東京外国語大学外国語学部卒業。2012年、慶應大学ロースクール修了。同年、日本の司法試験合格。2013年、司法修習修了（66期）。2017年エモリー大学（アトランタ）ロースクールの外国人弁護士用コース(LL.M.)を修了。同年、ジョージア州司法試験合格。2017年8月より SGR 法律事務所に在籍。契約書の作成・レビュー、M&A 関連の書類作成、雇用関連の資料、契約、トラブルの対応、法人設立、法人登記その他登録の維持・変更、その他、訴訟・紛争案件、環境法規制、商標登録、企業誘致・助成金交渉等のあらゆる案件で日本語による説明・サポートの提供をしています。

■ 交換弁護士（日本法） 三坂 和也 kmisaka@sgrlaw.com

2010年早稲田大学法科大学院修了。2011年弁護士登録（64期）。国内製薬会社法務部および知的財産部勤務を経て、山本特許法律事務所にて勤務。2020年米国カリフォルニア大学バークレー校ロースクール（LL.M.）修了。2020年7月から SGR 法律事務所にて交換弁護士（Exchange Attorney）として勤務。